

# 特定秘密の保護に関する法律案に反対する意見書

2013年9月9日

山梨県弁護士会

## 第1 意見の趣旨

特定秘密の保護に関する法律案（以下、「法案」という）は、以下に述べるように、立法事実を欠き、国民主権原理から要請される知る権利を侵害するなど、憲法上の諸原理と正面から衝突するものであるから、当会は、法案に反対であり、法案が国会に提出されないよう強く求める。

## 第2 意見の理由

### 1 はじめに

本年8月27日、自民党インテリジェンス・秘密保全等検討PTが開催されたが、わずか2回の会合で、関係機関から法案の説明を受けたのみで、法案の必要性が了承され、今般わずか2週間という短期間のパブリックコメントを募集することを決定した。そして、法案は、この秋の臨時国会にも提出予定とされている。

そもそも、本法案は、国民主権原理から要請される知る権利を侵害するおそれのある極めて重要な法案であり、十分な議論が必要である。しかるに、今回は概要が公表されたのみで、条文すら公表されておらず、さらに、概要の公表からも極めて短期間で国民的な議論が何もしなされないまま、法案が国会に提出されようとしている。

また、法案の概要について、その内容を検討する限り、当会が決議した2012年5月22日秘密保全法制に反対する総会決議に指摘した問題点が、ほぼそのまま妥当するものである。

### 2 立法事実の不存在

法案は、立法を必要とする理由として、「情報漏えいに対する脅威が高まる中、政府部内や外国との間で情報共有を推進し、国及び国民の安全の確保を図るためには、政府が保有する重要な情報を保護する制度の整備が不可欠」とするというものである（特定秘密の保護に関する法律案の概要・参考資料）。

しかし、第一に、過去の主要な情報漏えい事件については、国家公務員法その他の現行法によって、十分対応できるものである。第二に、民主党時代に秘密保全法制制定の契機になったとされる尖閣諸島漁船衝突事件に係る映像流出についても、この映像自体、国家秘密といえるようなものではなく、映像を流出させた海上保安官も国家公務員法違反につき起訴猶予となって罰せられていない。

以上の点から、特定秘密の保護に関する法律を新たに制定する立法事実は存在しない。

#### 4 「特定秘密」について

##### (1) 規定が過度に広範かつ不明確であること

法案では、特定秘密の保護に関する法律の対象となる「特定秘密」について、①防衛に関する事項、②外交に関する事項、③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項、④テロ活動防止に関する事項の4分野を対象とするとしつつ、特定秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙した上で、漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するとしている。

しかし、これでは、情報を限定する機能は、ないに等しい。4分野をカバーする領域は過度に広範である上、別表記載の事項も、抽象的な規定となっており、客観性を持たず、行政機関の長の判断次第で指定の範囲は広がってしまうおそれがある。さらに「漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」という要件自体も抽象的である。

しかも、法案によれば、特定秘密の指定権者は、行政機関の長であるとされ、第三者が行政機関の長の恣意的運用をチェックできる仕組みが、存在しない。また、法案では秘密指定の有効期間を定めるものとされたが、行政機関の長の判断で「上限5年」の範囲で無限に更新できる点でも問題である。

##### (2) 国民主権原理及び知る権利を侵害すること

広範かつ不明確な「特定秘密」の名のもと、情報操作、情報隠しがなされかねないことは、主権者たる国民の知る権利、国民主権原理を侵害するものである。

知る権利に関して、法案は、拡張解釈の禁止に関する規定をおき、「本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあってはならない」旨を定めるが、「不当に」とはいかなる場合を言うのか不明である上、特定秘密の外延が不明確であるとき、民主主義の根幹とされる国民の知る権利が制限されるおそれは否定できない。そもそも、知る権利など重要な基本的人権を侵害するおそれのある法案である以上、拡張解釈の禁止は当然であり、法案自体認められるべきではない。

##### (3) 罪刑法定主義に反すること

法案は、第1に、「特定秘密を取り扱うことを業とする者」及び「公益上の必要により特定秘密の提供を受けこれを知得した者」による故意又

は過失による漏えい行為、第2に、特定秘密の取得行為すなわち、①人を欺き、人に暴行を加え、又は脅迫する行為、②財物の窃取、③施設への侵入、④不正アクセス行為、⑤②～④以外の特定秘密の保有者の管理を侵害する行為、第3に、上記の漏えい（故意に限る。）と取得行為の未遂、共謀、教唆及び扇動行為を処罰対象とする。

しかし、これらは、以下のとおり、罪刑法定主義に反する。

(ア) 客体である「特定秘密」の定義が前述のように過度に広範かつ不明確である。

(イ) 上記第2の特定秘密の取得行為について、法案では①から⑤までの限定がなされ、さらに国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならないという条項が付加されるが、たとえば、⑤の②～④以外の特定秘密の保有者の管理を侵害する行為とはいかなる行為をいうのか外延が明確ではない。

(ウ) 共謀、扇動については、いずれも実行行為が行われていない段階での処罰を可能とするものであり、漏えいや特定取得行為を実行した者を処罰する場合以上に、その外延はさらに不明確である。

#### (4) 取材・報道の自由を侵害すること

さらに、特定秘密の漏えい行為や特定取得行為について、その未遂、共謀、教唆、扇動までが処罰の対象となることは、取材・報道の自由に対して与える萎縮効果は計り知れず、その結果、民主主義の基盤となる知る権利の侵害にもつながる。

法案は、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならないとするが、「不当」というような不明確なもので処罰範囲を確定することはできず、正当な取材活動を規制することにつながる。

#### 5 適性評価制度の問題性

法案は、適性評価制度を設け、特定秘密の取り扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員若しくは契約業者の役職員又は都道府県警察の職員（以下「行政機関職員等」という）について、テロ活動等との関係、犯罪・懲戒の経歴、情報取り扱いについての非違歴、薬物の濫用・影響、精神疾患、飲酒についての節度、経済的な状況など多岐にわたる事項を調査の対象としている。さらに、行政機関職員等への調査ばかりでなく、その関係者までも質問あるいは公務所又は公私の団体に照会とする。このような調査制度は、対象者やその関係者のプライバシーや思想・信条の自由を侵すものである。

この点、法案は、行政機関職員等の同意があることを前提としている。しかし、行政機関職員等が同意を行うにあたっては、同意の対象となるプライバシー情報の範囲、情報の収集方法が明確であり、さらに自由な意思

に基づいて同意したことを要すると考えられるところ、適性評価における調査事項が広範であり、収集方法も十分検討されておらず明確になっていないこと、適性評価の対象者が行政機関等の職員や民間事業者等の役職員といった地位にあることからすれば、任意の同意を確保し得るのかという問題がある。

また、対象者の関係者についての調査は、法案による限り当該関係者の同意の要否については言及されておらず、さらに問題がある。

## 6 立法権等の侵害

第2概要1(2)エにおいて、国会議員への特定秘密の提供について、「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められたとき(中略)」に限り、特定秘密を提供できるとされており、そのおそれがあると認められれば、特定秘密の提供が否定されることから、議院の国政調査権等が制限され、特定秘密のチェックができなくなることはもとより、立法作用をも侵害する可能性がある。

## 第3 むすび

以上の理由から、当会は、特定秘密の保護に関する法律案に反対であり、法案が国会に提出されないよう強く求める。